

証券コード 8920
2023年6月6日

株主各位

愛知県安城市三河安城町1丁目16番地5

株式会社 東祥

代表取締役社長 杓名裕一郎

第45期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.to-sho.net/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、ホーム画面より「株主・投資家情報（IR情報）」「IRニュース」を選択していただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8920/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東祥」又は「コード」に当社証券コード「8920」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後6時までまでに到着するようご返送をお願い申し上げます。

記

1. 日 時：2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所：愛知県安城市三河安城南町1丁目8番地11
ホテルグランドティアラ南名古屋 1階特設会場
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項：
報告事項
 1. 第45期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 報告事項の「業務の適正性を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

※ 株主総会のお土産は、諸般の事情により取り止めさせていただくこととなりましたので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/8920/>



(提供書面)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という）の新規感染者数は拡大と収縮が繰り返されておりましたが、2023年3月13日からマスクの着用を個人の判断に委ねる方針が決定されるなど、感染症の影響もようやく収束の方向に向かっており、経済動向も緩やかな回復基調となりました。しかしながら、海外情勢並びに為替の影響等によるエネルギー資源の高騰等コスト面や、消費者動向など先行き不透明な状況が続いております。

こうした経済環境のもとで、スポーツクラブ事業におきましては継続して、「お客様の安全と健康を第一に考え、楽しく快適な場所」を提供できるよう、お客様の健康管理、免疫力の向上に資するサービスの実施に努めており、ホテル事業におきましても、ビジネスシーンや観光等お客様のニーズにお応えできるサービスの提供に努めました。

ホテル事業は好調に推移したものの、スポーツクラブ事業においては、既存店舗の収益力回復に経営資源を集中し、お客様の安全・安心、満足度の向上に努めたものの、当連結会計年度前半の感染症の影響、電気料金等エネルギーコストの大幅な上昇、感染症が収束し始めた2023年1月より会員数増加のため広告宣伝費用が増加したこと並びに2店舗閉鎖による減損損失の計上等により、事業利益の減益要因となっております。

不動産事業におきましては、前連結会計年度に名古屋市内の賃貸マンション17棟を売却いたしました。当連結会計年度は賃貸マンション1棟の売却に減少したため、大幅な減収となっております。

この結果、当連結会計年度における売上高は22,506百万円（前連結会

計年度比17.6%減)、営業利益3,134百万円(同30.1%減)、経常利益3,135百万円(同31.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は857百万円(同64.6%減)となりました。

また、事業別の業績は次のとおりであります。

【スポーツクラブ事業】

スポーツクラブ事業における当連結会計年度末の店舗数は、残存賃貸借期間等総合的な判断により、2022年12月28日に「ホリデイスーツクラブ新潟赤道(新潟県新潟市)」並びに2023年3月30日に「ホリデイスーツクラブ鹿児島鴨池(鹿児島県鹿児島市)」を閉店したことにより99店舗となりました。当社が経営する「ホリデイスーツクラブ」におきましては、「遊ぶ、楽しむ、フィットネス」を基本コンセプトとしており、お客様の健康生活に寄与する安全・安心な施設サービスの提供に努めました。営業面においては、コロナ禍における付加価値向上を目的にプログラム予約、ダンス・ストレッチ等店舗独自のオリジナル企画、ホットスタジオの有料化に取組み、オンラインプログラム「ホップTV」の配信等を積極的に行ったものの、当連結会計年度のスポーツクラブ事業の売上高は11,809百万円(前連結会計年度比3.1%減)となりました。

また、エネルギーコストの上昇に対応するため、既存会員の会費は据え置きとしたものの、2023年1月以降の新規入会者の会費につきましては、一律ではなく店舗単位での営業状況を考慮し、価格転嫁を実施いたしました。

【ホテル事業】

ホテル事業における当連結会計年度末の店舗数は、2022年4月に開業した「ABホテル安城」を含め33店舗(客室数4,334室)となりました。

ABホテル株式会社が運営する「ABホテル」では、お客様が快眠できる部屋造りやサービスの充実、附帯設備として大浴場の設置を行うなど、お客様がひと時でも心休まる快適な空間を提供しております。運営面におきましては、お客様並びに従業員の感染症予防対策の実施に努めるとともに、各都道府県及び市町村が実施している宿泊割引キャンペーンへの参加を積極的に行い、宿泊稼働率の維持、適正な価格調整並びに

経費削減に努めました。宿泊ニーズの高い立地での運営に加え、客室単価の調整を需要に合わせ細やかに行った結果、前々期までに開業した既存31店舗の当連結会計年度の平均宿泊稼働率は82.5%（前連結会計年度比2.5ポイント減）でありましたが、当連結会計年度のホテル事業の売上高は8,783百万円（同38.6%増）となりました。

なお、連結会計年度におけるホテル事業の売上高としては過去最高を更新しております。

【不動産事業】

不動産事業における当連結会計年度末の所有賃貸マンション部屋数は1,701室（44棟）であります。

当社が経営する賃貸マンション「A・C i t y」では、満室経営となるよう入居者のニーズに合わせた室内設備の充実、入居者が安心して過ごせる住環境の整備に努めました。また、マンション毎の立地や入居率を考慮し入居者のニーズに応じたプラン、内装の充実にも注力いたしました。

前連結会計年度においては、名古屋市内の賃貸マンション876室（17棟）を売却いたしました。当連結会計年度においては、賃貸マンションの売却が1棟（12室）のみとなったことにより、当連結会計年度の不動産事業の売上高は1,914百万円（前連結会計年度比78.2%減）と大幅な減収となりました。

<事業別売上高>

事業名	金額（百万円）	構成比（%）
スポーツクラブ事業	11,809	52.5
ホテル事業	8,783	39.0
不動産事業	1,914	8.5
合計	22,506	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資総額は1,801百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

ＡＢホテル安城の新設

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

ホリデイスーツクラブ半田、東広島及び東岸和田の新設

ＡＢホテル関、中津川、伊賀及び越前武生の新設

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

Ａ・Ｃｉｔｙ岡崎朝日町の売却

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として総額10,900百万円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 42 期 (2020年 3 月期)	第 43 期 (2021年 3 月期)	第 44 期 (2022年 3 月期)	第 45 期 (当連結会計年度) (2023年 3 月期)
売 上 高(千円)	34,466,108	17,625,205	27,319,772	22,506,629
経 常 利 益(千円)	9,580,400	1,149,796	4,546,570	3,135,764
親会社株主に帰属(千円) する当期純利益	5,803,867	217,824	2,424,740	857,702
1株当たり当期純利益 (円)	151.51	5.68	63.29	22.39
総 資 産(千円)	75,462,862	77,100,350	77,979,711	83,286,616
純 資 産(千円)	37,528,526	37,448,079	40,202,322	41,672,776
1株当たり純資産 (円)	904.94	903.77	963.64	980.29

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 42 期 (2020年 3 月期)	第 43 期 (2021年 3 月期)	第 44 期 (2022年 3 月期)	第 45 期 (当事業年度) (2023年 3 月期)
売 上 高(千円)	28,046,858	12,865,612	21,396,184	13,628,049
経 常 利 益(千円)	8,429,551	1,218,495	4,093,865	249,767
当 期 純 利 益 又は 損 失 (△)(千円)	5,370,728	308,052	2,446,338	△52,389
1株当たり当期純利益 又は 損 失 (△)(円)	140.20	8.04	63.86	△1.36
総 資 産(千円)	57,036,882	57,415,676	58,410,506	62,563,876
純 資 産(千円)	32,169,436	32,209,264	34,540,536	34,258,310
1株当たり純資産 (円)	839.79	840.83	901.69	894.33

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
ABホテル株式会社	953百万円	52.77%	ビジネスホテル運営
東祥アセット マネジメント株式会社	300百万円	100.00%	不動産業
東祥投資事業有限責任組合	1,920百万円	89.58%	投資運用業

③ 企業結合の経過と成果

当連結会計年度における連結子会社は、前記「②重要な子会社の状況」に記載の3社であり、持分法適用会社は1社であります。

当連結会計年度の売上高は22,506百万円（前連結会計年度比17.6%減）、経常利益は3,135百万円（同31.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は857百万円（同64.6%減）となりました。

(4) 対処すべき課題

① 既存施設の収益力の回復及び向上について

当社グループが営むスポーツクラブ事業におきましては、感染症の影響による会員数の減少により相当程度の影響を受けております。

スポーツクラブ事業におきましては、感染症の収束を機に、広告宣伝を強化するとともに、新たな需要を掘り起こす商品の提供、顧客創造並びに既存店の収益力回復に経営資源を集中し、お客様の健康生活の向上に貢献してまいります。

② 経営基盤の強化と投資法人のサポートについて

当社グループは、今後も収益力の強化を図り、強固な経営基盤の構築に努めてまいります。また、当社の連結子会社である東祥アセットマネジメント株式会社が資産運用を受託する東海地区初の投資法人「東祥東海リート投資法人（登録番号 東海財務局長 第1号）」に対し、スポンサー企業として、全面的にサポートしてまいります。

③ 健康経営の実践並びに人材の育成について

当社グループの経営理念である「健康づくりで世のため人のために尽くす」に基づき、お客様の健康づくりを応援する社員自身が元気で明るく最高のパフォーマンスを発揮し、事業活動の持続的な成長発展と生産性の向上に繋がるよう、社員の健康保持と増進に取り組んでまいります。

安定したサービスの提供、サービスの質の向上並びに既存店の収益力回復を図るうえにおきましては、社員教育の強化は必要不可欠であり、今後も積極的に社員教育に注力してまいります。

スポーツクラブ事業におきましては、人材の育成を強化する目的で、「ホリデイカレッジ」を運営しており、オンライン等を含む様々な研修を行っております。

④ 環境保護（省エネルギー活動）の取組みについて

当社は、経済産業省に提出しております「省エネ法定定期報告書」において、目標達成の省エネ優良事業者として8年連続Sクラスの評価を受けております。今後におきましても、カーボンニュートラル等環境保護を意識した設備の更新を行い、併せてコスト削減に継続的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業名	主要な事業内容
スポーツクラブ事業	「大人の健康」をキーワードに初心者・16歳以上の大人を対象とした会員制の『ホリデイススポーツクラブ』を運営
ホテル事業	お客様のニーズに着実にお応えし、心休まる快適な空間、サービスを提供する『A Bホテル』（ビジネスホテル）を運営
不動産事業	自社所有の賃貸マンション『A・C i t y』シリーズを展開 不動産投資運用

(6) 主要な事業所等 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社	愛知県安城市	
スポーツクラブ	全国99店	ホリデイススポーツクラブ
ゴルフ練習場	愛知県2店	ホリデイゴルフガーデン
賃貸マンション	愛知県44棟 (1,701室)	A・C i t y他

② 子会社

A Bホテル株式会社	本社 (愛知県安城市)	A Bホテル愛知県他33棟
東洋アセット マネジメント株式会社	本社 (愛知県安城市)	
東洋投資事業有限責任組合	本社 (東京都千代田区)	

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
スポーツクラブ事業	305名	47名減
ホテル事業	51名	14名増
不動産事業	7名	—
全社 (共通)	14名	3名減
合計	377名	36名減

(注) 臨時社員 (パートタイマー等) の当連結会計年度末雇用人員は、613名であります。
なお、臨時社員の雇用人数は、月間173時間換算で計算しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
321名	50名減	29.3歳	6.0年

- (注) 1. 臨時社員（パートタイマー等）の当事業年度末雇用人員は523名であります。
 なお、臨時社員の雇用人数は、月間173時間換算で計算しております。
2. 使用人数が前事業年度末に比べ50名減少しておりますが、これは主に従業員の自己都合退職によるものであります。

(8) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	8,073,310
碧海信用金庫	4,047,607
株式会社みずほ銀行	3,260,320
豊田信用金庫	1,288,610
株式会社三菱UFJ銀行	1,047,800
信金中央金庫	953,600
株式会社十六銀行	818,584
株式会社滋賀銀行	775,520
株式会社京都銀行	591,660
株式会社静岡銀行	474,980

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 76,630,000株
 (2) 発行済株式の総数 38,315,000株 (自己株式8,924株を含む。)
 (3) 株主数 17,909名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
沓 名 俊 裕	15,788 千株	41.21 %
沓 名 裕 一 郎	4,181	10.91
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,965	7.74
株式会社日本カストディ銀行 (信 託 口)	1,838	4.80
沓 名 一 樹	1,215	3.17
ラ セ ッ ト 合 同 会 社	1,145	2.98
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,068	2.78
菊 池 愛	1,045	2.72
沓 名 眞 裕 美	667	1.74
野村証券株式会社自己振替口	371	0.96

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(8,924株)を除いて計算しております。
 2. 持株数には、東祥役員持株会における所有株式数を含めて記載しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	杓名俊裕	
代表取締役社長	杓名裕一郎	
取締役副会長	杓名眞裕美	ホリデイスポーツクラブ カンパニー社長
専務取締役	稲垣孝志	ホリデイスポーツクラブ カンパニー全般
常務取締役	桑添直哉	管理本部長兼IR担当
取締役	谷澤亜希	秘書室長兼管理本部総務人事部長
取締役	神谷明文	神谷明文法律事務所所長
取締役	菊池修	
常勤監査役	江口崇	
監査役	伊東和男	公認会計士伊東和男事務所所長 ポパール興業株式会社社外監査役
監査役	前田篤	前田篤公認会計士事務所所長 愛知淑徳大学ビジネス学部教授 公立大学法人名古屋市立大学監事

- (注) 1. 取締役神谷明文氏及び取締役菊池修氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊東和男氏及び監査役前田篤氏は、社外監査役であります。
3. 監査役伊東和男氏及び監査役前田篤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2022年6月27日をもって、假屋園洋一氏は取締役を辞任いたしました。
5. 2022年10月11日をもって、丸山光夫氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時は社外取締役であり、重要な兼職は株式会社丸山組会長でありました。
6. 2022年10月1日付で、取締役谷澤亜希氏の担当は、秘書室長兼管理本部総務部長から秘書室長兼管理本部総務人事部長となりました。
7. 当社は、取締役神谷明文氏、取締役菊池修氏、監査役伊東和男氏並びに監査役前田篤氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各社外監査役とも同法第425条第1項に定める額としております。

また、2022年10月11日をもって社外取締役を辞任いたしました丸山光夫氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役並びに監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の経営判断に関わる責任を追及する訴訟の損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の重大な過失があった場合には補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ. 基本報酬

当社の個人別の固定報酬は、取締役の役位、職責、在任年数に応じて決定するものとする。

また、役員退職慰労金については、内規により定められた額を支給するものとする。

ロ. 業績連動報酬等

業績連動報酬等については、単年度及び中期事業計画に基づき、売上高、経常利益（率）、各成長率、ROE、連結売上高、連結経常利益（率）の達成状況を総合的に勘案し役位に応じて支給するものとする。

ハ. 非金銭報酬等

当社役員の持ち株数を考慮し、株式報酬等の非金銭報酬等は支給しない方針とする。但し、ストックオプション等の非金銭報酬等の支給が必要な場合には、別途取締役会決議において決定するものとする。

ニ. 基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等の報酬額の全体に対する割合

持続的な企業の成長に資する内容となるよう割合を決定するものとする。

ホ. 取締役に対し報酬を与える時期又は条件

取締役に対し報酬を与える時期は、月単位とし翌月10日に支給するものとし、業績連動報酬等については都度取締役会において決議するものとする。

また、条件の決定については、指名・報酬委員会の審議のうえ定時（臨時）株主総会直後の取締役会にて決定するものとする。

ヘ. 個人別の取締役報酬の内容についての決定の全部又は一部を委任する場合

個人別の取締役報酬の内容については、個人別の決定方針に基づき、指名・報酬委員会の審議のうえ、取締役会において決定する方針ではあるものの、当社グループの業績を勘案しつつ、担当部門の評価を適切に行うため、取締役の個人別の報酬等の内容について決定の全部又は一部を代表取締役会長である沓名俊裕氏に委任するものとする。委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬等の額とする。

なお、代表取締役会長は指名・報酬委員会の審議内容を尊重するものとする。

ト. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

- a. 指名・報酬委員会は代表取締役会長及び社外役員2名にて構成する。
- b. 本方針の改定については、取締役会決議による。

(ご参考)

本株主総会終結後の取締役及び監査役の専門性及び経験は以下のとおりであります。なお、当社取締役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えており、本表で記載する取締役会構成各メンバーの有する全てのスキルを表すものではありません。

氏名	専門性及び経験					
	企業経営	店舗運営・ 開発・マーケティング	財務・会計	人事・労務	ガバナンス	法務・ リスクマネジメント
(取締役)						
杓名俊裕	●	●			●	●
杓名裕一郎	●	●	●	●	●	●
杓名眞裕美	●	●		●	●	
稲垣孝志	●	●		●		●
桑添直哉			●	●	●	
谷澤亜希				●		●
神谷明文				●	●	●
菊池修			●		●	
(監査役)						
江口崇					●	●
伊東和男			●		●	
前田篤			●		●	

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	249,160	249,160	—	—	10名
(うち社外取締役)	(1,590)	(1,590)	(—)	(—)	(3名)
監査役	7,170	7,170	—	—	3名
(うち社外監査役)	(1,440)	(1,440)	(—)	(—)	(2名)
合 計	256,330	256,330	—	—	13名
(うち社外役員)	(3,030)	(3,030)	(—)	(—)	(5名)

(注) 1. 上表には、2022年6月27日及び同10月11日をもって辞任した取締役2名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2012年6月20日開催の第34期定時株主総会決議において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2001年6月21日開催の第23期定時株主総会決議において、年額100百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
5. 基本報酬には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額（過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額を除く。）を含めて記載しております。
6. 取締役会は、指名・報酬委員会の審議のうえ、代表取締役会長杵名俊裕氏に対し各取締役の基本報酬額の決定の全部又は一部を委任しております。委任した理由は、当社グループの業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、取締役会においては、各取締役が事業計画等目標値の達成状況を含めた評価を行ったうえ、報酬総額の妥当性を確認することで客観性、公正性を担保しております。

- ③社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から、役員として受けた報酬等
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 神谷明文氏は、神谷明文法律事務所所長であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
 - ・ 伊東和男氏は、公認会計士伊東和男事務所所長及びポパール興業株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
 - ・ 前田篤氏は、前田篤公認会計士事務所所長及び愛知淑徳大学ビジネス学部教授並びに公立大学法人名古屋市立大学監事であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
 - ・ 2022年10月11日をもって社外取締役を辞任いたしました丸山光夫氏は、株式会社丸山組会長でありました。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

<取締役>

取締役神谷明文氏は取締役会13回開催のうち11回出席しております。

2022年10月11日をもって退任されました取締役丸山光夫氏は、退任までに開催された取締役会8回開催のうち5回出席しております。

取締役菊池修氏は、2022年6月28日就任以降取締役会10回開催中10回出席しております。

なお、取締役神谷明文氏は主に弁護士として企業法務の観点から、取締役丸山光夫氏は企業の経営者として企業経営の観点から、菊池修氏は、企業経営、地域社会の貢献状況について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしており、客観的・中立的な立場で取締役会における監督機能を担っております。

また、社外取締役として果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要といたしましては、取締役神谷明文氏及び取締役丸山光夫氏は2回開催された指名・報酬委員会のすべてに出席し、取締役の報酬並

びに経営幹部の選任に関し適切な助言を行うほか、取締役会における重要案件の審議において、経営全般への助言など社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しており、当社のコーポレート・ガバナンスに大いに寄与されてきました。

< 監査役 >

監査役伊東和男氏は、取締役会は13回開催中13回出席し、監査役会は12回開催中12回出席しております。

監査役前田篤氏は、取締役会は13回開催中13回出席し、監査役会は12回開催中11回出席しております。

なお、監査役伊東和男氏及び監査役前田篤氏は公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(6) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2022年6月28日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 会計監査人に対する報酬等

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,360千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または、不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間では、会社法第427条第1項に定める契約締結は行っておりません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,398,442	流動負債	8,841,372
現金及び預金	16,978,552	買掛金	748
売掛金	779,875	1年内返済予定の長期借入金	4,840,524
営業未収金	148,145	リース債務	489,324
商品	2,506	未払金	1,467,853
貯蔵品	67,201	未払法人税等	1,017,082
販売用不動産	14,768,768	未払消費税等	274,836
その他	653,392	その他	751,003
固定資産	49,872,715	固定負債	32,772,466
有形固定資産	43,666,920	社債	5,000,000
建物及び構築物	32,795,489	長期借入金	20,110,877
機械装置及び運搬具	659,556	リース債務	2,778,057
工具、器具及び備品	176,974	役員退職慰労引当金	941,590
土地	6,017,988	退職給付に係る負債	111,775
リース資産	3,188,646	資産除去債務	2,979,822
建設仮勘定	828,264	その他	850,343
無形固定資産	102,411	負債合計	41,613,839
投資その他の資産	6,103,383	(純資産の部)	
投資有価証券	1,375,529	株主資本	37,540,124
敷金及び保証金	3,408,868	資本金	1,580,817
長期貸付金	25,084	資本剰余金	2,295,847
繰延税金資産	1,143,095	利益剰余金	33,671,415
その他	162,566	自己株式	△7,955
貸倒引当金	△11,760	その他の包括利益累計額	11,199
繰延資産	15,458	退職給付に係る調整累計額	11,199
社債発行費	15,458	非支配株主持分	4,121,452
資産合計	83,286,616	純資産合計	41,672,776
		負債純資産合計	83,286,616

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,506,629
売 上 原 価		17,736,476
売 上 総 利 益		4,770,153
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,635,674
営 業 利 益		3,134,478
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,539	
受 取 手 数 料	103,772	
受 取 賃 貸 料	27,882	
補 助 金 収 入	6,558	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	40,230	
そ の 他	36,929	216,912
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	117,387	
社 債 利 息	29,052	
そ の 他	69,185	215,626
経 常 利 益		3,135,764
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	27,584	
受 取 保 険 金	7,953	
そ の 他	3,652	39,190
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,957	
店 舗 閉 鎖 損 失	52,162	
災 害 に よ る 損 失	18,085	
減 損 損 失	263,804	337,009
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,837,945
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,170,228	
法 人 税 等 調 整 額	△48,002	1,122,226
当 期 純 利 益		1,715,719
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		858,016
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		857,702

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	27,738,837	流動負債	4,828,886
現金及び預金	12,077,141	買掛金	748
売掛金	163,794	1年内返済予定の長期借入金	3,293,130
営業未収入金	148,145	リース債務	173,111
商販売用不動産	2,506	未払金	752,112
貯蔵品	14,768,768	未払費用	361,290
前払費用	44,791	未払法人税等	61,650
未収選付法人税等	244,091	契約負債	149,461
未収消費税他	14,463	預り金	18,888
その他	251,091	その他	18,492
	24,043		
固定資産	34,809,581	固定負債	23,476,680
有形固定資産	28,378,909	社債	5,000,000
建物	20,557,830	長期借入金	14,390,637
構築物	1,084,125	役員退職慰労引当金	894,500
機械及び装置	623,270	退職給付引当金	124,974
車輜運搬具	4,257	リース債務	139,179
工具、器具及び備品	130,404	資産除去債務	2,090,562
土地	5,055,179	その他	836,826
リース資産	316,527		
建設仮勘定	607,313	負債合計	28,305,566
無形固定資産	74,320	純資産の部	
ソフトウェア	50,812	株主資本	34,258,310
その他	23,508	資本金	1,580,817
投資その他の資産	6,356,351	資本剰余金	1,444,167
関係会社株式	2,556,265	資本準備金	1,444,167
長期貸付金	25,084	利益剰余金	31,241,279
長期前払費用	21,710	利益準備金	32,000
繰延税金資産	783,842	その他利益剰余金	31,209,279
敷金及び保証金	2,845,173	別途積立金	20,000,000
会員の権	31,650	土地圧縮積立金	198,699
その他	104,383	繰越利益剰余金	11,010,580
貸倒引当金	△11,760	自己株式	△7,955
繰延資産	15,458	純資産合計	34,258,310
社債発行費	15,458	負債及び純資産合計	62,563,876
資産合計	62,563,876		

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		13,628,049
売 上 原 価		12,447,495
売 上 総 利 益		1,180,554
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,033,809
営 業 利 益		146,744
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	77,774	
受 取 手 数 料	78,639	
受 取 賃 貸 料	36,940	
そ の 他	12,388	205,743
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44,840	
社 債 利 息	29,052	
そ の 他	28,826	102,720
経 常 利 益		249,767
特 別 利 益		
保 険 金 収 入	7,953	
そ の 他	3,652	11,605
特 別 損 失		
減 損 損 失	179,670	
店 舗 閉 鎖 損 失	46,462	
そ の 他	25,883	252,017
税 引 前 当 期 純 利 益		9,355
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	68,192	
法 人 税 等 調 整 額	△6,446	61,745
当 期 純 損 失 (△)		△52,389

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社東祥
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 神谷 善昌
業務執行社員
代表社員 公認会計士 大島 幸一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東祥の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東祥及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社東祥

取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 神谷善昌
業務執行社員
代表社員 公認会計士 大島幸一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東祥の2022年4月1日から2023年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するた

めに、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

株 式 会 社 東 祥 監 査 役 会

常勤監査役 江 口 崇 ⑩

社外監査役 伊 東 和 男 ⑩

社外監査役 前 田 篤 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開及び企業体質の強化に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案して決定する方針であります。

第45期のホテル事業におきましては、各種営業政策、需給に合わせた宿泊価格の調整に加え、観光産業全体への行政支援などもあり、業績は回復しているものの、当社主力事業であるスポーツクラブ事業においては、アフターコロナを見据え、会員数回復に向けた広告宣伝の強化等、業績回復に向けた先行投資を行っている状況であり、連結ベースでの業績については、本格的な回復に至っていないと判断しております。

上記の状況を総合的に判断し、当期の期末配当につきましては、内部留保の充実、安定・安全性の確保を勘案し、1株につき2円とさせていただきます。存じませ

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金2円
配当総額は76,612,152円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
- (2) 機動的な配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第46条（剰余金の配当等の決定機関）及び第47条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて現行定款第6条（自己株式の取得）、第47条（期末配当金）及び第48条（中間配当金）を削除するものであります。
- また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
<u>(自己株式の取得)</u>	
<u>第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	(削 除)
<u>第7条～第17条</u> (条文省略)	<u>第6条～第16条</u> (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条～第20条 (条文省略)	第17条～第19条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関す る定時株主総会終結のとき までとする。</p> <p><u>2. 増員により、又は補欠と して選任された取締役の任 期は、他の在任取締役の任 期の満了するときまでとす る。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後 1年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関す る定時株主総会終結のとき までとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>第22条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第46条 (条文省略)</p>	<p>第45条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第46条</u> 当社は、剰余金の配当 等会社法第459条第1項各号 に定める事項については、 法令に別段の定めがある場 合を除き、取締役会の決議 によって定めることができ る。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第47条</u> 当社の期末配当の基準 日は、毎年3月31日とす る。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(期末配当金)</u> 第47条 <u>当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><u>(中間配当金)</u> 第48条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>第49条 (条文省略)</p>	<p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、基準日をもって剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第48条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	くつなとしひろ 沓名俊裕 (1951年3月1日)	1973年4月 株式会社和泉芝生入社 1979年3月 当社設立 当社代表取締役社長 2002年4月 当社代表取締役会長 2003年10月 当社代表取締役社長 2014年10月 A Bホテル株式会社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役社長 兼グループ最高経営責任者（CEO） 2016年6月 当社代表取締役会長 最高経営責任者（CEO） 2020年6月 当社代表取締役会長（現任）	15,788千株
【選任理由】 沓名俊裕氏は、当社の創業者であり、取締役として長年に亘り東祥グループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、見識、能力並びに当社グループが営む全ての事業に精通しており、企業経営者としての豊富な経験を有していることから取締役候補者といたしました。			
2	くつなゆういちろう 沓名裕一郎 (1975年1月1日)	1997年4月 当社入社 1999年4月 当社取締役 2005年6月 当社取締役不動産開発事業部長 2008年1月 当社専務取締役スポーツクラブ カンパニー社長 2010年4月 当社専務取締役経営企画室長 2014年1月 当社専務取締役経営戦略室長 兼東京事務所長 2015年4月 当社専務取締役最高執行責任者（COO） 経営戦略室長兼東京事務所長 2016年6月 当社代表取締役社長 最高執行責任者（COO） 2020年6月 当社代表取締役社長（現任）	4,181千株
【選任理由】 沓名裕一郎氏は、当社入社以来、不動産部門、スポーツクラブ部門の責任者を経験し、常に陣頭指揮を執ってまいりました。また、社長就任後は、中期経営計画の策定や機関投資家との会話により持続的な企業価値の向上に努め、様々な企業経営の課題に取り組んでおり、今後も力強いリーダーシップを期待できることから、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	くつなまゆみ 香名真裕美 (1952年7月13日)	1979年3月 当社入社 1989年2月 当社取締役 1990年10月 当社常務取締役 1993年10月 当社取締役副社長 2002年4月 当社取締役社長 2018年4月 東祥アセットマネジメント株式会社 代表取締役 2022年6月 当社取締役副会長 ホリデイスポーツクラブカンパニー社長 2023年5月 当社取締役副会長 (現任)	667千株
【選任理由】 香名真裕美氏は、当社入社以来取締役、子会社の代表取締役として長年に亘り当社及び当社グループの経営指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、見識、能力並びに当社グループが営む全ての事業に精通していることから取締役候補者といたしました。			
4	いながきたかし 稲垣孝志 (1964年1月28日)	1982年4月 大石労務管理会計事務所入社 1987年4月 有限会社すばる入社 1994年12月 浜自観光株式会社入社 1996年3月 当社入社 2000年1月 当社常務取締役スポーツクラブ部長 2002年4月 当社取締役スポーツクラブ部長 2007年6月 当社常務取締役スポーツクラブ事業部長 2014年1月 当社常務取締役ホリデイスポーツクラブ部長 兼東京事務所副所長 2017年8月 当社専務取締役ホリデイスポーツクラブ 統括本部長最高開発責任者(CDO) 2020年6月 当社専務取締役 ホリデイスポーツクラブカンパニー社長 2022年6月 当社専務取締役 ホリデイスポーツクラブカンパニー全般 2023年5月 当社専務取締役 ホリデイスポーツクラブカンパニー社長 (現任)	65千株
【選任理由】 稲垣孝志氏は、当社入社以来、一貫して主力事業であるスポーツクラブ部門に所属し、店舗運営、新規開発、人材育成、プログラム開発等の責任者として業務を執り行ってまいりました。また、スポーツクラブ事業の運営課題を掌握するとともに、適切な対応を実施してまいりました。今後においても、スポーツクラブ事業の運営課題に対し適切な対応が期待できることから取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
5	くわぞえなおや 桑添直哉 (1969年10月12日)	1993年7月 山中会計事務所入社 2000年6月 エヌヴィにじゅういち株式会社入社 2003年9月 当社入社 2006年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長 2010年4月 当社取締役管理部長 2013年5月 当社常務取締役管理部長 2015年4月 当社常務取締役管理部長兼 グループ最高財務責任者 2016年6月 当社常務取締役管理本部長 最高財務責任者 (CFO) 2019年8月 当社常務取締役管理本部長 最高財務責任者兼IR担当 2020年6月 当社常務取締役管理本部長兼IR担当 (現任)	51千株
【選任理由】			
桑添直哉氏は、当社入社以来、一貫して管理部門に所属し、財務部門の責任者として、企業会計、ファイナンス業務等に精通しており、適時開示責任者並びにIR担当として業務を執り行う等、今後も財務体質及びガバナンス体制の強化に期待できることから取締役候補者といたしました。			
6	たにざわあき 谷澤亜希 (1975年2月19日)	1997年4月 当社入社 2004年10月 当社ホテル部長兼サンルート三河安城支配人 2010年1月 当社内部監査室長 2010年8月 当社管理部総務人事課長 2011年1月 当社内部統制室長 2016年12月 当社執行役員秘書室長兼内部統制室長 2018年6月 当社取締役秘書室長兼内部統制室長 2020年11月 当社取締役秘書室長兼管理本部総務部長 2022年11月 当社取締役秘書室長兼管理本部総務人事部長 (現任)	6千株
【選任理由】			
谷澤亜希氏は、当社入社以来、ホテル部門、内部監査、内部統制部門、秘書室並びに管理部門の責任者を歴任し、当社の業務全般に精通しており、秘書室長兼管理本部総務人事部長の職務を適切に遂行しており、当社グループの更なる発展に寄与することが期待できることから取締役候補者といたしました。			

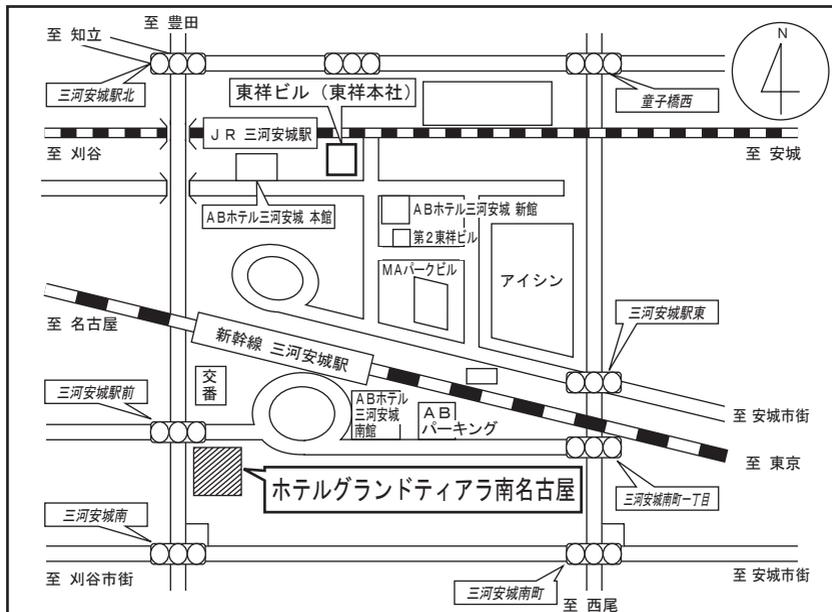
候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
7	かみ や あきぶみ 神谷明文 (1951年10月22日)	1979年4月 株式会社神八入社 1989年11月 司法試験合格 1992年4月 弁護士登録 大脇・鷺見法律事務所入所 1999年4月 神谷明文法律事務所開業 神谷明文法律事務所所長（現任） 2010年6月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 神谷明文法律事務所 所長	一株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 神谷明文氏は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門的知識を有しており、法律の専門家としての客観的な立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていたこと、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことが期待できることから、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			
8	きくち おきむ 菊池 修 (1949年8月4日)	1972年4月 安城商工会議所入所 2008年4月 同所事務局長 2010年11月 同所常務理事 2022年6月 当社社外取締役（現任）	一株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 菊池修氏は、商工会議所入所以来商工部会等を通じ地域活性化等に貢献され、企業への経営アドバイザーを務められるなど、当社グループ並びに地域社会の進歩発展に寄与することが期待でき、かつ客観的・中立的立場から監督していただくことが期待できることから、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去に経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 神谷明文氏及び菊池修氏は、社外取締役候補者であります。
3. 神谷明文氏及び菊池修氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって神谷明文氏が13年、菊池修氏が1年となります。
4. 所有する当社の株式数には、東祥役員持株会における所有株式数を含めて記載しております。
5. 当社は、神谷明文氏及び菊池修氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としており、両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の経営判断に関わる責任を追及する訴訟の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者の重大な過失を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、神谷明文氏及び菊池修氏を東京証券取引所並びに名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
8. 取締役候補者沓名俊裕氏及び沓名裕一郎氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

愛知県安城市三河安城南町1丁目8番地11
ホテルグランドティアラ南名古屋 1階特設会場



交通：新幹線「三河安城駅」より徒歩1分

JR東海道線「三河安城駅」より徒歩3分

◎当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主のみなさまにおかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

